

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>輸出申告書(C-5015-1、-2)（輸出手続統一様式）</p> <p>II 統一様式の構成及び使用方法</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 共通様式(C-5015-1)については、税関のほか動物検疫所又は<u>植物防疫所</u>に対する申告又は申請に必要な事項を記載する。また、共通様式(C-5015-1)は複写しても差し支えないが、押印(自署)については複写を認めない。</p> <p>輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用) (C-5025-1、-2)(輸入手続統一様式)</p> <p>II 統一様式の構成及び使用方法</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 共通様式(C-5015-1)については、税関のほか動物検疫所又は<u>植物防疫所</u>に対する申告又は申請に必要な事項を記載する。また、共通様式(C-5015-1)は複写しても差し支えないが、押印(自署)については複写を認めない。</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>輸出申告書(C-5015-1、-2)（輸出手続統一様式）</p> <p>II 統一様式の構成及び使用方法</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 共通様式(C-5015-1)については、税関のほか動物検疫所又は<u>植物防疫所</u>に対する申告又は申請に必要な事項を記載する。また、共通様式(C-5015-1)は複写しても差し支えないが、押印(自署)については複写を認めない。</p> <p>輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用) (C-5025-1、-2)(輸入手続統一様式)</p> <p>II 統一様式の構成及び使用方法</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 共通様式(C-5025-1)については、税関のほか動物検疫所、<u>植物防疫所</u>及び検疫所に対する申告又は申請に必要な事項を記載する。また、共通様式(C-5025-1)は複写しても差し支えないが、押印(自署)については複写を認めない。</p>